

イギリス労働党と女性議員

梅 津 實

一

一九九七年五月のイギリス総選挙は、きわめて話題性に富んだ選挙であった。たとえば、これで一八年ぶりに政権交代がなったこと、勝利した労働党と他の政党との議席差が一七九におよんだこと、野党に転落した保守党の議席数が今世紀はじめ（一九〇六年）以来の小規模なものとなったこと、それに現職の閣僚の七名までもが落選の憂き目を見たことなど、まことに話題に事欠かなかったからである。⁽¹⁾

しかし思いおこせば、この総選挙では、それらにくわえてもう一つ人々の目を奪ったものがあった。それは、当選者のなかに大量の女性が含まれていたということであった。女性の当選者は、前回の一九九二年には六〇名で、全体のわずか九・二％にすぎなかった。しかし、一九九七年度においては一二〇名を当選させ、全体の一八％を占めるにいたったのである。これは、いささか大袈裟に言えば、この国にとっては「歴史的な」出来事であった。なぜなら、

イギリスの女性議員数は、西欧のデモクラシー諸国のなかでは、長年不名誉なほど少なかったからである。EU内をみわたしても、イギリスはフランスやギリシャなどとともに、最下位グループに属してきた。しかし、この選挙でその比率を議員全体の一八%にまで高めたことは、イギリスもやっと西欧デモクラシー諸国の上位グループに仲間入りしたことを思わせた。⁽²⁾人々が、彼女たちの進出を驚きの目で見たのも、当然であったのである。

しかし、注意しなければならないのは、女性が大量に当選したといっても、そのほとんどが労働党候補であったということである。保守党の当選者はわずか一三名にすぎない。自民党は、候補者こそ一四〇名以上を擁立したが、しかしそれらの選挙区は当選しがたいところばかりだったので、この党については、大量の女性擁立も実質的な意味をもたなかった。事実、同党の女性の当選者は三名のみであった。これに対して、労働党は一五九名を立て一〇二名を当選させた。この一〇二名という数は、与野党あわせた女性の全当選者一二〇名の八五%にあたっている。⁽³⁾つまり、

この総選挙ではじめて女性議員数の少なさを克服できたといっても、それはすべて労働党のおかげであったのである。たしかに、いまふり返ると、このときの労働党のなすとげたものは、「快挙」と呼ぶのにふさわしいものであった。しかも、それは「女性革命」⁽⁴⁾と表現してもよいほどの鮮烈さを帯びていた。というのも、たとえば当選者一〇二名のなかには、従来のウエストミンスターの常識でははかれないような、フレッシュな人々が含まれていたからである。

若干二五歳で当選した、弁護士修習生C・ウォード (Claire Ward) などは、その典型的な例である。元全国学生ユニオン委員長で二八歳のL・フィッツサイモン (Lorna Fitzsimons)、あるいは『ガーディアン』紙のレポーターからイングランド銀行のエコノミストに転じた、二九歳のR・ケーリー (Ruth Kelly) なども明らかにそうであった。

ケリーの場合には妊娠していて、選挙後に第一子を生んだ。また、別々の選挙区から立候補し、ともに当選した双子のイーグル姉妹 (Maria Eagle, Angela Eagle) も、従来の殻からはみ出るものであった。車椅子使用の元教員 A・ベッグ (Anne Begg) の例も、忘れることができない。いずれにせよ、二〇歳台の女性や、妊婦や、双子の姉妹や、身障者など、当選者のなかには伝統的な下院議員イメージを、大きく打ち破る人々がいたのである。⁽⁵⁾

それに、このときの労働党の女性にかける意気ごみは、総選挙の直後に公表された閣僚名簿にもうかがえた。さきの保守党政権時代においては、女性閣僚はわずか二名にすぎなかった。しかし、新たに発足した労働党政権においては、二二の閣僚ポストのうち五つまでが女性に与えられたのである。貿易相ベケット (Margaret Beckett)、北アイランド担当相 M・モラム (Mo Mowlam)、社会保障相兼女性相 H・ハーマン (Harriet Harman)、海外援助相 C・ショート (Clare Short)、そして下院院内総務 A・テラー (Anne Taylor) などがそうであった。このほか、閣外相 (junior ministers) に一九名の、院内幹事にも二名の女性が登用された。

こうして、一九九七年の総選挙は、女性議員の数においてイギリスを西欧デモクラシー諸国の水準まで引き上げただけでなく、これを契機として、男性中心主義的なウエストミンスター議会の「政治文化」を、大幅に変えることができるかも知れないという期待感を抱かせたのである。⁽⁶⁾

しかし、それにしても、労働党はどうしてこのような「快挙」をなしとげることができたのであろうか。その背景にはなにがあったのか。彼ら、彼女たちは党内でどのような改革の努力をしたのか。さらに、一九九七年に当選した女性議員は、今後もそのポストを維持できるのか。こうした疑問が次々と起こるのである。そこで、小論ではとりあ

えずこれらの問題をとりあげ、さらにそれを通じて、労働党の今日的状況への適応の様子をさぐってみたいと思うのである。

一一

一九九七年の総選挙で、労働党が大量の女性候補を当選させたといっても、それにいたる道程は決して平坦なものではなかった。ときには党の内外から要求されて、ときにはやむにやまれぬ政治的事情にかられて、やっと実現したものであったからである。そのさい、党内外からの要求のなかで最も強い影響力をもったのは、フェミニストたちによるそれであろう。労働党における積極的な女性候補擁立については、フェミニズムぬきには語れないのである。

フェミニズムがイギリスで盛んになったのは、戦前の経験を別とすれば、一九六〇年代後半にアメリカの影響を受けてからであった。しかも、それはヴェトナム戦争に反対する学生運動の高揚に刺激されて広がった。しかし、当時のフェミニズムは、形のうえでも内容のうえでもあまりにも多様であったので、労働党へ圧力をくわえ影響を及ぼすものとしては、まだまとまりをもたなかった。すなわち、それは人目につきにくい小さなグループ活動のそれから巨大な政治的示威行動までを含み、内容的にも、家庭内暴力に対する避難所づくり、レイプ犠牲者の救援、人工中絶反対、女性の健康対策などから、グレナム・コモンでの平和キャンプ、三万人の女性の手の輪でアメリカの核基地を包囲する直接行動までを含んでいたのである。^(?)

しかも、この当時のフェミニズムは、イデオロギー的な対立や戦術的な違いにも悩まされていた。運動の目的を、

イギリス社会を貫く家父長主義的な性格（男性支配）との対決におくのか、それともそれからの逃避をはかるのか、あるいは男女平等のために社会的・政治的な制度改革へ向かうのか、それぞれがいわば別々の方向をめざして走って来たからである。⁽⁸⁾

ところが、一九八〇年代になると風向きが変わる。というのは、このごろになると(i)六〇年代に比べて、社会的な不平等がかなり是正され、少なくとも直接行動をうながす“切迫感”がなくなっていた。(ii)それにもかかわらず、男女平等賃金法（一九七〇年）や性差別禁止法（一九七五年）の制定、それに男女機会均等委員会の設置（一九七五年）などではまだ不十分だという不満も残っていた。これが、政治システムの外にあって批判するより、むしろその内部から改革に努めた方がよい、という機運をつくったからである。いいかえれば、フェミニストにとって、六〇年代後半から七〇年代は女性問題をとまかくも政治的アジェンダにのせようと努めた時代であったが、八〇年代はこれを既成の政治制度のなかで追求することに転じた時代であった、ということができるのである。⁽⁹⁾

そこで、フェミニストたちが、具体的な改革への足がかりをつかんだのは、労働党が一九七九年の総選挙で敗れ、その後党内に左派が台頭したときであった。つまり、政治的な敗北により勢いをました左派が、フェミニストたちを党内に呼びこみ、この両者が一つのまとまりとなって、労働党内にジェンダーを争点視する雰囲気をつくったのである。⁽¹⁰⁾とはいっても、女性問題を労働党にとりあげさせるのは、決して容易なことではなかった。なぜなら、もともと労働党は、男性中心の巨大労組や社会主義団体などの連合した“男性優位の”政党であり、したがってジェンダーに関しても、恐ろしいほど保守的な態度をとっていたからである。たしかに、党員の四〇％は女性であった。だから、表

面上は男女平等の党でありえた。しかし、たとえば一九七九年の時点で、女性議員の割合が同党議員のわずか三%で、党大会代議員の割合も全体の一一%にすぎなかったように、その実態は建前とはほど遠いものだったのである。⁽¹¹⁾それに、とくに党の指導部に見れば、フェミニストが党内の左派勢力と結託する形で流入してきた事情が、気に入らなかった。これも、またフェミニストの動きにブレーキをかける要因となっていたのである。⁽¹²⁾

しかし、それでも労働党が権力をにぎる地方自治体では、一九八〇年代のはじめには女性委員会 (Women's Committee) をつくり、女性の視点から自治体内部の雇用、配転などをとりあげ、さらに育児、女性の健康、家庭内暴力などについての対策も講じた。中央レベルでも、党内に女性活動委員会 (Labour Women's Action Committee) ができたし、下院議員の候補者リストを作成するにさいしては、少なくとも女性一名をリストに挿入すべきだ、と要求するまでになっていたのである。⁽¹³⁾

そうこうするうちに、巨大労組のなかにも、フェミニズムに前向きな姿勢をとるところがでてきた。それというのは、サッチャーの産業・労働政策によって伝統産業の労組員が大量に解雇され、代わりにサービス部門を中心に女性の雇用がすすんだことで、労組内の男女比のバランスが変化したからであった。組合員の八〇%が女性である公共部門関係労組 NUPE (National Union of Public Employees) なども、当然改革に関心をもちはじめた。⁽¹⁴⁾ 労組としては、女性の要求を無視するわけにはゆかなかったのである。いずれにせよ、八〇年代に入ると労働党はジェンダーを意識し——「左派」と「フェミニスト」の分断に努めながらも——これに理解を示しはじめた。党は女性に活躍の場をあたえ、女性に関するあらゆる問題にとりくむべきだという主張にも、多くの人が耳を傾けはじめたのである。

総選挙の候補者に、もっと女性を立てるべきだという主張は、以上のような状況のなかで強まった⁽¹⁵⁾。フェミニストたちは、これについてはたとえば次のように考えた。すなわち、女性を政治活動の中心から締めだすのは正義に反する。男性とは異なる価値観や経験をもつ女性を議員にすることは、むしろ「思いやりのある社会」をつくることになる。それにより、男女は異なる利害関係のうえにたつので、男性が女性を代弁することは基本的にできない、こうであった⁽¹⁶⁾。

しかし、女性候補者を増やす必要性に党員の多くが気づいたのは、必ずしもこうしたフェミニズム的な考え方にあおられたからばかりではなかった。かれらは、むしろもっと実地的な思惑をからませていたのである。

その思惑とは、労働党が総選挙で勝てないのはひとえに女性に支持されないからであり、したがってこれを挽回するためには女性候補を大量に擁立するしかない、つまりジェンダー・ギャップをうずめる努力をするしかない、というものであった。いかえると、女性候補を増やす動きは、フェミニズムに刺激されながらも、より切実な政治的計算によって拍車をかけられたということなのである。それに、一九八三年の選挙でふたたび敗北してからは、党の首脳もこれまで以上に有権者の動向に神経質になっており、そのため彼らは、世論調査を重視するとともに、党の印象を変えるため職業的イメージ・メーカーへの依存を強めていた⁽¹⁷⁾。こうしたイメージ・チェンジ（近代化）の試みも、またどこかで女性議員の増加を求める動きに結びつく可能性をもっていたのである。

この後、労働党は一九八七年の総選挙で、一九七九年以来三度目の敗北を喫することになる。しかしそうになると、この女性候補の問題はさらに現実性を帯びる。立て続けに敗北を経験してみて、やっと女性票の少なさを放置できない

ことがわかったからである。ただ冷静にみると、一九八七年の総選挙それ自体においては、ジェンダー・ギャップ（労働党の得票率における男女差）は以前よりむしろ縮まっていた⁽¹⁸⁾。しかしそれでも、この問題は「影のコミニケーション・エージンシー」の調査にゆだねられ、その内容が「影の内閣」とNECに報告されたのである。党首脳が、これに刺激されたのはいうまでもなかった⁽¹⁹⁾。

こうして、一九八七年から八九年にかけて、事態が進展したのである。一九八七年の労働党大会が、これより二年後、選挙区政党が候補者選定のための最終選考リストをつくるさいには、少なくとも必ず一名、女性候補をそのリストに入れなければならない、と決議したからであった。

翌々年の八九年党大会にも、もう一つの決議案が通った。それは、今後おこなわれるあらゆるレベルの選挙においては、女性のために四〇%のクォーター制を適用し、一〇年後もしくは三回の総選挙をへた後には女性議員の比率を全体の五〇%にまで拡大する、というものであった。（ただし、この後者については実行に移されなかった。）党役職のポストについても、四〇%は女性にあてると約束された。また、NECはすでに五つの女性ポストをもっていたが、しかしこれも一二に増やし、その代わり男性ポストを一八にすることにした。「影の内閣」のメンバーも従来の一五名を全部で一八名に増やすことにした。むろんその増えた三名分は、女性に提供されることになったのである。⁽²⁰⁾

ただ、フェミニストのなかには、以上のような対応を冷ややかにみる人々もいた。ジェンダーの真面目な視点が、選挙目当ての指導部にハイジャックされてしまうのは愉快なことではなかったし、それに女性議員を増やすといっても、たかだか少数のミドル・クラスの女性を利するだけではないかと、内心疑問に思われたからである。しかし、党

員の大多数は、指導部の対応に好意的であった。それに、党内にはある種の弾みもでていた。一九八八年に、女性候補者支援のための組織「労働党女性ネットワーク」(LWN: Labour women's network)ができたことなどは、その一例であった。⁽²¹⁾

ともかく、これで女性候補者を増やす雰囲気が出てきたのである。したがって労働党は、一九八七年の九二名を、九二年の総選挙では一三八名まで伸ばすことができたのである。

だが、それにもかかわらず、同党はこの総選挙でもまた敗北した。連続四度目であった。敗北にはいくつかの条件がからんでいた。⁽²²⁾しかし、その原因の一つは、依然として女性票での劣勢を克服できていない点にもめられたのである。一般に、労働党は三〇歳以下の若い女性には人気がある。しかし、それ以上の年齢の女性となると、いつも保守党に引き離される。高年齢になればなるほどその傾向は強い。この一九九二年総選挙でも、労働党は保守党に男性票では八・六%引き離されたが、しかし女性票に関するかぎり、トータルで一四・四%もの差をつけられていたのである。ジェンダー・ギャップは約六%になっていた。

とくに決定的であったのは、六五歳以上の女性の動向であった。保守党は、この総選挙での(保守党と労働党の)総得票差二五〇万票あまりの大部分(約七六%)を、この人々から調達していたからである。いいかえると、労働党は中年以上の女性たちによって、微妙なしかし決定的な差をつけられていたのである。保守党のメージャーが、首の皮一枚で政権にとどまれたのは、明らかに彼女たちのおかげであったといっても、いいすぎではないだろう。⁽²³⁾

したがって、労働党が勝利するためには、一九八七年程度の改革ではまだまだ不十分であることがわかったのである。

る。一連の改革はたしかに前進であった。しかしよく考えてみると、候補者の最終選考リストにたとえ一名の女性を入れたとしても、候補者になれるのはそれをふめた何人かのなかの一人である。だから、最後の決定段階ではずされれば、これは意味をもたない。したがって、必要なのはいま一歩いかに大胆なステップを踏みだすのか、ということであった。

もとより、これ以上踏み込み、個々の議員間の利害関係にまで及べば、党内が紛糾するのは目に見えていた。しかしそれでも、改革に失敗すれば、おそらくは永久に党勢の低迷に悩む。労働党は、こうしたジレンマのもとにあったのである。

三

ところで、労働党は一九九三年九月末、党内民主主義のゆくえにかかわる重要な大会をもった。この大会は、そのテーマを党首、副党首の選出方法、党大会の決定方法、それに下院議員候補者の選出方法に設定したので、これまで未解決のまま残されてきた感のある問題を、ここで一挙に争点化させることになったのである。大会開催中の六日間、いわゆる「近代化路線派」(modernisers)と「伝統路線派」(traditionalists)との激しいやりとりで終始した。両派は、右のような問題への労組の影響力をいかに封じ込めるか、あるいは逆にいかにしてそれを保持するかで激突したのであった。

大会は、党首の選出については次のように決めた。党首は一九八一年以降おこなってきたのと同様に「選挙人団」

の投票で決定する。しかしそのさい、労組に与えてきた四〇%の投票権を三三%まで縮小し、議会労働党（PLP）や選挙区政党（CLP）のそれと同率にする。⁽²⁴⁾

また、党大会の決定にかかわる労組の比重についても、変更をくわえた。かつて、労組だけで大会決定権の九〇%も握っていた状況（一九九〇年の時点でも、四大労組が党大会の全投票権の半分以上を握っていた。TGWUだけでもCLPの権限全部を合わせたものの二倍もの権限をもっていた⁽²⁵⁾）を改め、それを七〇%にまで削減したからである。⁽²⁶⁾

しかし、問題は下院議員候補者の選出方法であった。これについての執行部の提案は、議員候補者は各選挙区政党の個々の党員による一人一票（OMOV: one-member-one-vote）で決める、というものであった。OMOVは、すでに一九八八年より一定の枠で導入されていた。しかし、この大会での提案は、今後はすべてをOMOVだけで決定するということであった。これで議論が、がぜん白熱化したのである。

考えてみると、労働党の選挙区政党は、議員の候補者選出に関してはフリーハンドをもてず、いつも労組によってコントロールされるきらいがあった。たとえば、議員になりたいと思う者は、普通は選挙区政党に加盟する団体（労組など）の推薦を受けてアプライしなければならぬ。選挙区の総務委員会（general committee）が最終選考にさしでもちいるショート・リスト（数名の候補者名を載せた短いリスト、short list）も、少なくともその四分の一はこうした被推薦者で埋めなければならなかった。⁽²⁷⁾このため、たとえ野心のある人間でも、その地域の労組員や活動家に知られていなければ志願することもできなかった。そして、労組は最終の決定段階でも積極的に口出しした。なぜ

なら、活動家の動員でも財政的な負担でも、選挙区政党を支えているのはほかならぬ労組自身であったからである。しかし、そのため結果的には、インフォーマルなパトローネジをもち、地域の内情に精通した内向きの人間ばかりが候補者に決定される、という悪弊をうんでいたのである。⁽²⁸⁾

OMOVの提案には、こうした慣習を断ち切るという厳しいメッセージが込められていた。党首脳たちが、提案のゆくえを緊張してみまもったのは、このためであったのである。

〔注〕 労働党の候補者選出のプロセスには、志願者によるオープンで公平な競合を妨げる要因があったようである。このプロセスを、前回の一九九二年総選挙までに運用された形で見ると、それはおよそ次のようなものとしてとらえられよう。

(1) 候補者選出は、まず各選挙区政党の執行委員会が、NECと相談のうえ選出のタイム・スケジュールをつくることから始まる。

(2) ついで、選挙区政党が傘下のブランチ（地区支部、労組支部、女性組織、社会主義団体、生協など）に候補者の推薦を要請する。そこで各ブランチは独自に候補者を発掘するほか、労働党本部のもつ候補者リストを参照する。本部のリストは、A、B、C、Wの四種類（Aリスト＝労組推薦、Bリスト＝選挙区推薦、Cリスト＝生協推薦、Wリスト＝女性リスト）からなる。ブランチは、これらにより面接などをおこない被推薦者を決める。ちなみに、もしAリストから候補者を選べば、その場合は一九三三年に交わされたヘスティングス協定（1933 Hastings Agreement）にもとずき、労組から選挙費用の八〇％を負担してもらえ、さらに選挙事務長のサラリーの七〇％を

負担してもらえ。

(3) 選挙区政党は、各ブランチから推薦されてきた人々をさらに書類審査、面接などでふるいにかけて、多くても一〇名前後までにしぼり、それらの人々の名前を掲載したショート・リストをつくる。ショート・リストには、必ず女性一名を入れなければならない。その他、再選を望む現職がいるところでは、その人の名前も入れることになる。女性についての規定は、すでに触れたように、一九八七年の党大会で決定されたものであった。

(4) この後、ショート・リストをもとに二、三人にしぼり、その人々を面接したり、短いスピーチを課し党員の質疑に答えさせたりして、投票により一名を決定する。

(5) 最後に、決定された候補者は、NECに承認してもらわなければならない。以上のようなものであった。⁽²⁹⁾

なお、Aリストから候補者を選ぶことによって労組から選挙資金をえるという、いわゆる「ひも付き候補者」(sponsored candidates)の慣行は一九九五年に改定される。これ以降は、労組からの資金は直接選挙区政党に与えられるのではなく、いったん党本部に納入され、選挙区政党と労組の間に「選挙区プラン協定」が結ばれた特定の地域にのみ交付される形をとるようになる。⁽³⁰⁾

OMOVは、結局のところ四七・五%対四四・四%の小差で可決された。執行部が勝てたのは、一部のホワイト・カラー労組(MSF: the Manufacturing, Science and Finance Union)が棄権にまわったこと、それに労組よりとまれていた影の運輸相プレスコット(J. Prescott)の妥協案が、反対派を宥めたからであった。妥協案とは、OMO Vは認める、しかし以後労組員でも労組内での政治基金に一定額を納入し、さらに三ポンドの割り引き党費(通常の

党費は一八ポンド)を納入した者は、各地の候補者決定に参加できるといふものであった。⁽³¹⁾これで一応の決着がつき、労組の影響力に関しても何らかの歯止めがかけられることになったのである。

しかし、この党大会は議員候補者の選出に関して、実はもう一つ画期的な決定をしていた。それは、引退を表明した現職議員の選挙区(したがって、勝てる選挙区)と、現職はいないが次の選挙で六%のスウィングをえれば勝てる激戦区(marginal seats)のそれぞれ半数に、次回の総選挙ではすべて女性の候補者をたてるといふものであった。

具体的には、該当する選挙区に「女性だけからなるショート・リスト」(all-women shortlist)を使用させる。そうすれば、候補者は必ず女性となるわけである。しかし、どの選挙区に「女性だけのショート・リスト」を適用するかは、各地域ごとの調整会議(regional consensus meetings)で決める。それでもまとまらず、目標を達成できそうにもない場合にはNECが調停にのりだす、というものであった。⁽³²⁾

これについての議論は、実際にはOMOV論争の陰にかくれまわった目立たなかった。しかしいうまでもなく、決定の内容自体はきわめてラジカルなものであった。前々からフェミニストたちによって要求され、しかも現実的にも必要とされていた女性候補の大量擁立への道が、これでやっと開けたからである。

だいたい、これまで女性の議員が増えなかったのは、右にみたように、候補者の選出過程が「男性優位」の労組によって支配されるなど、制度上・運用上のネックがあったからである。いいかえれば、主たる原因はサプライ・サイド(志望する側)ではなく、デマンド・サイド(選ぶ方の側)にあった。⁽³³⁾ そうでなければ、一九九二年の総選挙で、四〇%の女性党員にほぼ匹敵する三七%の女性志願者が名のりをあげたのに、候補者にはわずかに二六%しか採用さ

れない、というような事態はおこりえなかった。⁽³⁴⁾しかし、もし「女性だけからなるショート・リスト」を適用すれば、こうしたバリアーは確実に撤去されることになるのである。

そのうえ、ある研究者によれば、仮に右の党大会の決定が完全に履行されるようなことになれば、当選者数は一九九二年の三七議席をはるかに越え、六〇―七五議席程度にまで伸びるとも予測されていた。⁽³⁵⁾労働党にとっては、やっとなすべての条件がととのった感じになっていたのである。

またちなみに、以上とは別に、この年の初めにはさきに触れたLWNにくわえて、党内に女性候補者への資金援助やトレーニングをほどこすグループ「エミリーのリスト」(Emily's List)などもできていた。これは、アメリカ民主党のそれに習ったものであったが、いずれにせよ女性候補をうちだす意欲には、盛んなものがあったのである。⁽³⁶⁾

ただ、ここで忘れてはならないことがある。それは、右の大会の決定については、たとえば元党首のキノック(N. Kinnock)などがそうであったように、「近代化路線派」の誰もが賛成していたのではなかったということである。消極的な反応を示した人々は、もしこれを認めれば、現場の選挙区政党が大混乱するだけでなく、やがてエスニックに連動し「黒人だけからなるショート・リスト」まで要求してくるのではないかと恐れたのである。元副党首のハタスレー(R. Hattersley)なども、また露骨にこうした態度を表明した一人であった。⁽³⁷⁾

しかし、結果的として決定をみたのは、それ以外の「近代化路線派」とフェミニストたちによる、いわば取り引きが成功したからであった。「近代化路線派」は、フェミニストたちにOMOVを支持させ、しかしその代わりにクォーター制導入を認めたのである。⁽³⁸⁾しかし、もしそうだとすると、女性の下院議会への進出をすすめる動きは、最

初は党内の左派とフェミニストたちの提携によってスタートしたが、しかしフェミニストたちが方向を変え「近代化路線派」との関係を強めたときはじめて現実性をもった、ということになるだろう。ともかく、女性候補の大量擁立は政治のダイナミズムとは無縁でありえなかった。それは、政治的なせめぎ合いのなかで、たえず挫折の危うさをはらみながら実現に向かっていったのであった。⁽³⁹⁾

四

現職議員で引退を表明した人の選挙区と、勝利の可能性の高い選挙区はその半数づつ(五〇%)に女性候補をあてる、という一九九三年の決定は、翌年九四年の党大会でも再確認された。この間、九四年五月に急逝したスミス(Smith)の後を襲ってブレア(T. Blair)が党首の座に着いたが、先の党大会の決定は、ブレア指導部のもとでも基本的に受け継がれたのである。

しかし、ブレアの打ち出したスローガン「ニュー・レーバー、ニュー・ブリテン」の華々しさと、九四年から翌九五年にかけて展開されるかれの「党綱領第四条」改定キャンペーンの猛烈さに隠れて、女性候補についての新方針は、少なくとも一般にはほとんど注目されなかったし、マスコミもとりあげなかった。それでも、大会決定にもとづき、九四年の遅くから九五年にかけて、全国各地で「女性だけのショート・リスト」を適用するための調整会議がもたれた。⁽⁴⁰⁾ その結果、たとえば一九九五年の五月末までに、一七の選挙区政党が自発的に「女性だけのショート・リスト」をもちい、そこから候補者を選んだ。また、これ以外の一五の選挙区でも、数か月以内には同様に女性候補者を選出

することを決定したのである。(The Times, 26 May 1995)

だが、「女性だけのシヨート・リスト」の適用は、一部の党幹部が危惧したとおり、各地で激しい抵抗を受けた。なぜなら、イギリスのような小選挙区制のもとでは、当選の可能性の高い選挙区だと、候補者に選ばれた瞬間、かれもしくは彼女は当選したのも同然となる。だから、一般論でならともかく、具体的に自分たちの選挙区でみ知らぬ女性を擁立するなど、どうしても認められない、と反発するところがたからである。とりわけ、労働党の牙城である北東、北西部、それにミッドランドなどの選挙区では、次々とロンドンからの要請を断った。なかには、党本部によるトップ・ダウン的な手法そのものに、あからさまな不満をぶつける者もあらわれた。これでは、当初の目標など達成できそうにもなかった。(The Times, 26 May 1995)⁽⁴¹⁾

ブレア自身は、「女性議員が一〇%以下などというのでは、われわれは誇りとすべき代表制民主主義のもとにあるとはいえない」、「女性のための闘争は新しい労働党の価値と理想の基本的な部分だ」などとぶちあげていた。(The Times, 14 Feb 1995) しかし、各地の厳しい抵抗に接するや、もうわれわれは十分に有能な女性候補者を選定した、このやりかたはあまり理想的なものとはいえない、これは今回一回かぎりのものとしたいなどと、たちまち発言の内容をトーン・ダウンさせたのである。この発言の直後、かれのスポークスマンはあわてて政策はなお継続しているなどと弁明に努めたが、しかしブレアの曖昧な姿勢は「女性だけのシヨート・リスト」への賛成派とこれへの反対派の、⁽⁴²⁾ どちらをも怒らせることになった。(The Times, 26 July 1995)

ところが、そのうち「女性だけのシヨート・リスト」の適用は、一九七五年の性差別禁止法に違反すると訴えるも

のがたのである。自分で候補者として志願し、しかし認められなかった二名の男性による労働審判所 (industrial tribunal) への訴えが、それであった。かれらは、こうしたリストを強制的に押しつけることは不当な差別 (逆差別) であり、「機会均等を促進する」という党の政策にも矛盾する、と訴えたのである。これに対して、リーズの労働審判所のくだした裁定 (一九九六年) は、リストの適用はたしかに違法だというものであった。

「女性だけのショート・リスト」を推進する人々は、これにはショックをうけた。むろん、裁定に対しては労働党として上訴することもできた。しかし、仮にそうしたとしても結論がでるまでには数か月かかる。そうすると次の総選挙にまにあわないかも知れない。だから、上訴もためらわれたのである。労働審判所の裁定を受けて、ハタスレーなどは、もうこんなばかばかしいリストは廃棄すべきだと息巻いたが、いずれにせよ女性候補者の擁立には、いたるところに困難が待ち構えていたのであった。(以上すべて *Times*, 9, 10 Jan 1996)⁽⁴³⁾

しかし、それでも労働審判所がくだした裁定は他の事例にはおよばない、また遡及もしないということだったので、すでに選出されていた三八人の候補者に関しては、なんの問題もなかった。それに、具体的な選出手続きに入っていて、しかし審判所の裁定がくだる時点で未決定であった選挙区では、急いで男性も入れたショート・リストに切りかえ手続きを進めたが、しかしこれらの選挙区でも、結局のところ、二か所を除いた一九選挙区で女性の候補者を選んだ。これなどはおそらく、「女性だけのショート・リスト」をつくったことの意図が、微妙に反映した結果なのであろう。こうして、総選挙がはじまるまでには、一五九の選挙区で女性候補を擁立することができた⁽⁴⁴⁾。ブレアやNECにとっては、労働審判所の裁定の是非をめぐる争いに巻き込まれるより、実質的に女性候補者を確保するほうが優先

されたのである。

さて、総選挙はこうした経過のなかで挙行された。「女性だけのシヨート・リスト」がどれほど効果をもつのか、これがこの選挙で実際にテストされることになったのである。ただし、このときはライバルの保守党が女性問題に關してはなにも手を打たなかったということ、それにまた全体として労働党に順風が吹いていたということもあって、シヨート・リストが大きな効果をもち、結果として大量の女性候補者を当選させるだろうことは、誰の眼にも明らかであったのである。

たとえば、労働党が擁立した一五九名の女性候補の内容をみると、そのうちの三七名は現職であった。それに加えて、今回はそれ以外の安全区から一七名をたてており、さらに二%のスウィングがあれば当選できる激戦区からも一〇名を擁立していた。だから、少なく見積もっても、これらを合わせた六四名ははじめから当選圏内にあったのである。むろん、これだけでも大変な成果であった。しかも、スウィングの幅をさらに六%から八%まで伸ばせば、なお当選者数を増大させ、一〇〇名以上の女性議員をもつことも夢ではなかったのである。つまり、労働党はいわば鉄壁の布陣を敷いて選挙戦にのぞんでいたのであった。(Cf. *The Daily Telegraph*, 17 April 1997)

ところで、キャンペーン突入して最初に人々の目を引いたのは、労働党内外のフェミニスト・グループの動きであった。これらのグループは、報告書や世論調査の公表などの形をとってマスコミに積極的に情報を流し、一斉に女性候補のための支援活動をはじめたのである。具体的な活動の担い手は、党内の女性組織やシンク・タンク、それにフォーセット・ソサエティー (The Fawcett Society) / NWCC (The New Women's Communication Centre) な

どであった。⁽⁴⁵⁾

労働党自体も、女性有権者を意識して、できるだけ柔らかいイメージを植えつけるように努めた。前年から、同党は「女性に聞く」シリーズを地方巡業の形で繰り広げていたが、選挙キャンペーンではその成果をくみあげる形で、もっと政治に女性の視点をもちこむべきだと主張したのであった。ブレア自身も、政権を奪還したら一〇〇〇万ポンドを投入して乳ガン検診の全国ネットワークをつくるなどと、女性票を意識する発言をおこなった。⁽⁴⁶⁾

それに、党本部は注意深く、個々の女性候補者には華美な服装になったり乱れたヘヤー・スタイルをしないよう指示したりしていたが (*The Times* 4 April 1997) 、“しかし全国レベルでは一二万ポンド以上の資金をつぎ込み、大手の女性雑誌 “Women”, “Woman’s Own” (両誌とも八〇万の発行部数を誇る) や “Take a Break” (発行部数一三〇万の週刊誌) などに記事の形をとった広告を繰り返し掲載した。これらにより、主として三〇歳以上のミドル・クラスの主婦票に狙いを定めたのである。もっと若い主婦層向けには、“that’s life” (発行部数四八万) に広告をだした。これらの雑誌ではいずれも工夫をこらし、たとえばオスカー賞を受賞した元女優で、現職議員のグレナダ・ジャクソン (Glenada Jackson) をインタビューに仕立て、俳優のリチャード・ウイルソン (Richard Wilson) やポップ・ミュージックの歌手ミック・ハックネル (Mick Hucknall) などを引き出し、彼らに誌上で「労働党への熱い期待」を語らせたりしたのである。(以上すべて *The Times*, 11 April 1997)⁽⁴⁷⁾

しかしだからといって、この総選挙は女性候補者のキャンペーン一色に塗りつぶされたというわけではなかった。むしろキャンペーンは、依然として男性主導のまま展開された、といってよいだろう。それはたとえば、右に触れた

ように、労働党はたしかに女性雑誌などを利用したが、しかしTVのブラウン管に現れる回数、マーガレット・ベケット (M. Beckett) よりも、圧倒的にゴードン・ブラウン (G. Brown) などのほうが多かったからである。また、党首のブレア個人が目立てば目立つほど、それだけ女性指導者たちの影が薄くなる、という皮肉な現象がこれに伴ったことも忘れてはならない。⁽⁴⁸⁾

ただ、女性候補者がマスコミから「消えてしまった」のは、党側の不徹底さもさることながら、主としてTVや新聞自体に、男性候補者ばかりを追いかける強い傾向があったからである。フォセット・ソサエターの調査によれば、投票日以前の四月四日〜一〇日の間で、女性が各地のTVニュースに現れたのは、全政治家の一七七回のうち八回だけであった。率にすれば、これは全体のわずか五・五%にすぎなかったのである。⁽⁴⁹⁾

しかも、たとえメディアに取りあげられたとしても、それは揶揄か嘲笑の対象として扱われることが多かった。たとえば、『デイリー・メール』が一面のヘッドラインで労働党の女性候補者たちを“Blair's Babes”などと称したのが、それであった。また、個人的なケースでは、総選挙前(九七年一月)に脳腫瘍の診断がくだり、放射線と大量のステロイド投薬のため頭髪を失い、二ストーンも体重が増えた「影の北アイルランド担当相」モウ・モランへのからかいなども、そうであった。彼女の疾病は悪性のもものではなかったが、しかし新聞などでは繰り返されることないこと書き立てられたのである。(cf. *The Sunday Times*, 13 April, *The Times*, 14 April)⁽⁵⁰⁾

それでも、予想にたがわず労働党の女性候補者は圧勝した(表1参照)。すでに述べたように、同党の女性の当選者は全当選者四一八人中、一〇二名を占めたからである。得票状況をみても、男性票に関しては九二年と比べて八%

表1 女性候補者と当選者 1987-1997

	保守党		労働党		自民党		PC/SNP	
	候補者	当選者	候補者	当選者	候補者	当選者	候補者	当選者
1987	46	17	92	21	105	2	15	1
1992	63	20	138	37	143	2	22	1
1997	67	13	159	102	142	3	23	2
(1997%)	(10.3)	(7.9)	(24.8)	(24.2)	(22.0)	(7.2)	(21.2)	(33.3)

出所 J. Lovenduski, Gender Politics: A Breakthrough for Women? in P. Norris & N. T. Gavin (ed) *Britain Votes 1997* p. 201

イギリス労働党と女性議員

表2 性別・年齢による得票 (%)

	保守党		労働党		自民党	
	1997	1992年からの変化	1997	1992からの変化	1997	1992からの変化
全体	31	-11	44	+9	17	-1
男性	31	-11	45	+8	17	0
女性	32	-12	45	+11	17	-2
18-29	22	-19	56	+18	18	+1
30-44	26	-15	49	+15	17	-5
45-64	33	-14	43	+9	18	+1
65+	44	-3	34	-1	17	+1

出所 P. Kellner, Why the Tories were Trounced, in P. Norris & N. T. Gavin, *op. cit.*, p.

109 ただし一部省略

同志社法学

五〇巻五号

六一(一四四六)

増にとどまったが、女性票のそれは一
 一%にもおよんだ。ジェンダー・ギャッ
 プは無いのに等しかった。こうして、主
 として若い女性に支えられているという
 傾向は依然として残ったにせよ、しかし
 それでも女性票を各年齢層から万遍なく
 集めることができたおかげで(表2参照、
 六五歳以上の高齢者は、わずかだがやは
 り保守党候補者に多く投票した)、労働
 党ははじめて政権奪還の夢を実現した、
 ということができるのである。⁽⁵¹⁾

そして、これらの成果は、何度も繰り返すまでもなくひとえに「女性だけの
 ショート・リスト」を適用したおかげで
 あった。

そのことは、たとえば一九八七年と九

二年の総選挙の場合のように、選挙区の特長（勝てる選挙区）と関係なく候補者を増やしても、必ずしもストレートに議席拡大には結びつかなかったことを思い浮かべれば、ただちに理解されよう。⁽⁵²⁾ かつてキノック時代にかれの報道担当官を勤め、みずからも議員となったヘイウィット (P. Hewitt) が述懐したように、まことに「女性だけからなるショート・リストがなければ、われわれはこんなにも早くここまでではこれなかった」のである。⁽⁵³⁾ ともかく、一九八〇年から九〇年代初めにかけて模索された労働党の近代化は、こうしてやっと一つ実を結んだのである。

五

しかし、労働党の勝利にはむろん手放しでは喜べない要素も含まれていた。それは新人の女性議員などは、そのかなりの部分が激戦区から選出されており、したがって彼女たちのすべてが、将来とも議席を確保してゆけるかどうかは、まったく予断を許さないということであった。⁽⁵⁴⁾

しかも、さきにもみたように、この党は一九九六年に一応リーズの労働審判所の裁定に従っている。だから、今後は選挙で「女性だけからなるショート・リスト」を適用することもできなくなっているのである。もっとも、九七年に当選した女性議員は、次の総選挙ではすべて「現職」としてのぞむことができる。したがって、これは候補者選出には大いに有利に作用するだろう。⁽⁵⁵⁾ しかし実際問題として、党内の伝統派の抵抗を考えると、そうすべてがうまくゆくかどうかは、確実には予想できない。問題の抜本的な解決をえるために、まだ労働党には幾多の障害が横たわっているように思えてならないのである。

しかしそれにしても、同党の少なくともこれまでの努力や成果に関しては、どのような評価が与えられるべきであろうか。あるいは以上の努力によって、今後なにが期待されるのであろうか。最後に、この点について簡単に触れてみよう。そこで考えられるのは、とりあえず次の四点である。第一は、「女性だけからなるショート・リスト」の適用など、改革の立ちあげやその実施は、党中央の指導（コントロール）によってなされたが、労働党をふくめて政党が改革を断行するためには、否応なくこうしたスタイルをとらざるをえなかったのではないか、ということである。たしかに、労働党の党中央は今回、地方組織（選挙区政党）における候補者決定権を大幅に侵害した。だが、もし「地方の自主性」や「実力主義」という建前にとらわれてクォーター制を導入しなかったら、結局労働党も、若者や女性のフィーリングをつかめずに敗退した保守党の轍を踏んだように思われる。⁵⁶

むろん、党組織を厳しい中央集権体制のもとにおき、その運用や政策決定のすべてを指導部にゆだねようとするのであれば、それは時代錯誤の譏りを免れえないであろう。しかし、女性候補の擁立というような問題の扱いに関しては、フランスのUDFやイタリアの旧キリスト教民主党、それにアメリカの民主・共和両党のそのような、地方分散型の政党組織に勝手にやらせるとうまくゆかず、ドイツやスウェーデンの社会民主政党のように規則で縛るとある程度の成果がえられるということは、始めからわかっていた。⁵⁷だから、労働党がやや強引とも思える手法をもちいて、あえて女性議員の大量当選を期したのも、やむをえない選択であったと思われるのである。

第二に、「女性だけからなるショート・リスト」の適用は、労働党の「包括政党」化の模索にかかわるといって、積極的に評価されなければならないだろう。

一九九三年の党大会で同党がO M O Vの導入を決定し、同時に女性候補者のためのクォーター制を採用に踏み切ったのは、いうまでもなく党を労組支配から脱却させ、立脚の基盤をできるだけ広範囲な市民にもとめようとしたからであった。こうした「包括政党」化志向は、現代の政党が大なり小なり得票極大化をもたらす組織への変容を迫られている状況のなかでは、きわめて自然なことであったのである。

第三に、これははじめに触れた点だが、女性議員を大量にウエストミンスター議会に登場させたことは、「ジェントルマン・クラブ」的な特徴をもつ下院の伝統に、やがてなんらかの楔を打つことになるのではないか、ということである。

すなわち、イギリスの下院議員は有権者数にくらべて数が多く、構成メンバーはかなり大衆化しているのが現状である。とはいっても、庶民感覚からすれば、まだ特定の人々のクラブという印象を与えるのも否めない。それは院内の施設、審議の時間帯、種々の慣行などをみると、すぐに理解できる。

たとえば下院には、昔から男性用の射撃訓練所などはあるのに、女性用の調髪店、託児所はないし、女性用トイレも少ない。審議時間は、周知のように金曜日を除き、すべて午後から開始され、一〇〇年前と同様に深夜にまでおよぶこともある。⁽⁵⁸⁾これでは、子供の養育に神経をつかう普通の女性などには耐えられない。議場では、だらしくふんぞり返る大臣が目につくし、やじや怒号も飛びかう。また、院内の食堂で飲酒する議員のおかげで、男性議員の近くにいるとアルコールの悪臭に悩まされることもある。つまり、下院はビジネスマンや弁護士出身など男性向きの場所であつても、女性にはきわめて過酷な環境なのである。これは、もともと下院が「男性」だけで成立すること以外を

想定していなかったからなのである。

しかし、女性議員が大量に進出したことは、いずれこうした慣行や雰囲気改革をせまることになるだろう。だいたい、今回新たに登場した女性議員は男性議員と同じ権利をえようとしてはいない。彼女たちのねらいは、下院をもっと常識的な「新しいクラブ」に変革することにある、といわれているのである。⁽⁵⁹⁾ (以上、*The Sunday Times*, 15 June 1997)

第四に、大量の女性議員が生まれたことで、下院での議論の内容に、いままで以上に女性的な視点がかきこまれることも期待できるだろう。

たとえば、レイプに対する刑罰、妊娠中絶、酒類販売許可、ギャンブル規制、性差別禁止のための立法、男女雇用の機会均等促進などといったような問題については、女性の視点から論ずれば、おそらく男性のそれとは相当違う対応もえられるのではないか。⁽⁶⁰⁾ これ以外にも、健康、教育、パートタイム労働、公共輸送(電車、バス)、社会保障、ソーシャル・ケアなど、⁽⁶¹⁾ とりわけ女性の視点が求められる分野は今日ますます増えつつあるのである。

以上のように考えると、一九八〇年代の終わりから九〇年代の初めにかけて試みられた、イギリス労働党の改革への動きは、やはり非常に大きな可能性を含んでいた、といえるのである。むしろ、何度も強調するように、労働党にとってこの問題への対応はまだ未完成である。それゆえ、これはなおホットな課題として引き続き議論的に異なるに違いない。われわれは、今後ともその行方を見守る必要があるのである。

(1) Cf. A. Geddes & J. Tonge (ed), *Labour's Landslide: The British general election 1997* (1997) p. 1.

- (2) Cf. L. LeDuc, R. G. Niemi, P. Norris (ed), *Comparing Democracies* (1996) pp. 191-192.
- (3) J. Lovenduski, *Gender Politics : A Breakthrough for Women ?* in P. Norris & N. T. Gavin (ed) *Britain Votes 1997* (1997) pp. 201ff.
- (4) Quoted from L. Peake, *Women in the campaign and in the Commons*, in A. Geddes & J. Tonge (ed), *op. cit.*, p. 165.
- (5) L. Peake, *ibid.*, in A. Geddes & J. Tonge (ed), *op. cit.*, pp. 173ff. *The Guardian*, May 3 1997.
- (6) 矢野宏之、L. Peake, *ibid.*, in A. Geddes & J. Tonge (ed), *op. cit.*, pp. 174-175.
- (7) P. Byrne, *The Politics of the Women's Movement*, in J. Lovenduski & P. Norris (ed) *Women in Politics* (1996) pp. 60-62.
- (8) P. Byrne, *ibid.*, in J. Lovenduski & P. Norris (ed) *ibid.*, pp. 62-65.
- (9) P. Byrne, *ibid.*, in J. Lovenduski & P. Norris (ed) *ibid.*, p. 65.
- (10) Cf. S. Perrigo, *Women and Change in the Labour Party*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *ibid.* p. 122.
- (11) S. Perrigo, *ibid.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *ibid.*, p. 120.
- (12) Cf. P. Byrne, *op. cit.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *ibid.*, p. 66.
- (13) P. Byrne, *op. cit.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *ibid.*, pp. 65-66 S. Perrigo, *op. cit.* in Lovendusky & P. Norris (ed) *ibid.*, p. 123.
- (14) Cf. C. Short, *Women and the Labour Party*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *ibid.*, p. 20.
- (15) この頃になると、院外に超党派的组织「三〇〇グループ」が急をきいて二〇〇〇年になるまでに三〇〇名の女性議員の実現に努めようなどという人々が登場した。もっとも、こうしたかけ声は非現実的ですが挫折する。 Cf. C. Pilkington, *Issues in British Politics* (1998) p. 235.
- (16) 矢野 J. Squires, *Quotas for Women : Fair Representation*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *op. cit.*, p. 77.
- (17) S. Perrigo, *op. cit.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *op. cit.*, 127 矢野、註、 Cf. P. D. Webb, *Election campaigning, organisational transformation and the professionalisation of the British Labour Party*, in *European Journal of Political Re-*

search 21, 1992.

- (19) P. Norris, 'Mobilising the 'Women's Vote': The Gender-Generation Gap in Voting Behaviour, in *Parliamentary Affairs* Vol. 49 No. 2, p. 335.
- (16) C. Short, *op. cit.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *op. cit.*, pp. 19-20.
- (20) 以下 P. Norris, 'Labour Party Quotas for Women, in D. Broughton et al. (ed) *British Election & Parties Yearbook 1994* (1995) p. 175, C. Short, *op. cit.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *op. cit.*, pp. 19-20, D. Butler & G. Butler (ed) *British Political Facts 1990-1994* (1994) p. 143.
- (21) S. Perrigo, *op. cit.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *op. cit.*, p. 126.
- (22) 拙稿「一九九二年イギリス総選挙と現状維持志向」『同志社法学』第二二五号(平成四年五月)を参照されたい。
- (23) 以下以下 P. Norris, *Electoral Change since 1945* (1997) pp. 134.
- (24) K. Alderman & N. Carter, 'The Labour Party and the Trade Unions: Loosening the Ties, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 3 July 1994 pp. 321-325.
- (25) K. Alderman & N. Carter, *ibid.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 3 p. 328.
- (26) K. Alderman & N. Carter, *ibid.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 3 pp. 328ff.
- (27) R. Garner & R. Kelly, *British political parties today* (1998) pp. 128-131.
- (28) P. Norris & J. Lovenduski, *Political Recruitment: Gender, Race and Class in British Parliament* (1995) pp. 54ff.
- (29) P. Norris & J. Lovenduski, *ibid.*, pp. 53ff.

なお、ここで一九九二年にいたるまでの保守党の候補者選出過程についても、同じくノリスとラベンダスキーに従い簡単に紹介しておこう。(以下ページ数はすべて同書からの引用。)

(1) それによれば、志願者は党から申し込み用紙を取り寄せ、就職の場合と同じようにそれに必要事項を書き込む。記入内容は経歴、学歴、職歴、政治経験、希望選挙区のタイプなどであるが、これに加えてできれば現職の下院議員と選挙

区政党の議長を含む三名の身元照会者も書かなければならない。p. 36.

(2) この申込書にもとづき、それぞれの地域選挙責任者が申し込み者のインタビューを行う。地域選挙責任者は、その結果について中央事務局の副議長に送付する。この報告書にもとづき同副議長が誰を中央事務局で面接するかを決定する。一九八七年―九二年のあいだに中央事務局に提出された志願者数は約九〇〇名であった。

(3) 中央事務局インタビューでは、とりあえず免責されていない破産者、犯罪歴のあるもの、ナショナル・フロントのような過激な政党の党員歴のあるものなどはふるい落とす。とくにいわば「自分のシャツの下にユニオンジャックを纏っているような」右翼、年齢的に二十歳そこそこの若者、それに四十半ばにいたった女性などは望ましくない。こうした志願者については体よく断る。これで九〇〇名の志願者が七〇〇名に絞られる。p. 36.

(4) 次に七〇〇名の志願者は週末ごとに催される小さな選考委員会の審査を受ける。この選考委員会は、四カ月ごとに定期的に四〇―五〇名の志願者を審査するものであるが、これは従来の中央事務局インタビューだけだと審査過程が不明瞭になり審査基準も主観的になるので、それを防ぐために設置されたものである。(軍隊の士官選抜のための方法を借用したところから、これは「サンドハースト」「陸軍士官学校」式選抜」と呼ばれる。ここで志願者はそれぞれ八名程度のグループに分けられ、グループ討論や一对一のインタビューをまじえた方法でそれぞれの性格、リーダーシップ、知性、実務能力、自信などを審査される。審査の基準は客観化されており、二〇の審査項目を五段階評価で判定する。結果は合格者(五一%)、特定の選挙区向けという制限つき合格者(九%)、少し経験を積んで近いうちに再挑戦すべきだという留保つき合格者(一四%)、不合格者(二六%)の四通りとなる。これで中央事務局の候補者認可リスト(Approved List)には五〇〇名が記載されることになるが、しかし以前の合格者が三〇〇名残っていたので、それを加えて結局のところ八〇〇名が記載されることになった。p. 36-39.

(5) 候補者認可リストに掲載された人は選挙区に空きがでると中央事務局から自動的にそれを知らされる。なお、選挙区政党レベルが具体的に候補者を決めるのは大体総選挙の一、二年前である。ちなみに、そのさい「候補者」といっても三通りの種類がある。①現職(再度立候補する現職のMP)②後継者(自党の議員の引退にともないその議席を受け継ぐ)

うとする後継者) ③挑戦者(現に他党の現職がいるところで立候補しようとする挑戦者)である。その結果は下の表のようなものであった。

したがって、候補者認定リストに掲載された八〇〇名のうち当選者はわずか六一名(八%)にすぎなかったことがわかる。しかも、そのほとんどは後継者として立候補したものであった。挑戦者として打って出たものの九六%は討ち死にしていたのである。p. 40.

(30) D. Butler & D. Kavanagh, *The British General Election of 1997* (1997) p. 206.

(31) K. Alderman & N. Carter, *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 3 pp. 326-327.

(32) J. Squires, *op. cit.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *op. cit.*, p. 74, D. Butler & D. Kavanagh, *op. cit.*, p. 190.

(33) 一般に、下院議員の候補者となるためには、議員になろうと望む人と有能な人材を求める選挙区政党の、その両者の思いが一致しなければならない。つまり、サプライ・サイドとデマンド・サイドの間に合意が成立しなければならぬ。しかしこうした合意はいうまでもなく簡単にはえられない。

ひとつにはデマンド・サイドの偏見によって女性は、はじめから候補者選定から排除されるからである。女性を擁立することへの抵抗感や、女性を候補者にしたら票を逃がすのではないかという危惧が、彼女たちへ大きなハンディを課す形になっているのである。(P. Norris & J. Lovenduski, *United Kingdom, in P. Norris, ed, Passages to Power: Legislative recruitment in advanced democracies*, 1997 p. 170).

むろん、これ以外にも大きな障害がある。それは、女性は育児や子供の教育など家庭にしばられ、社会的にも不利な立場にたたされることが多いので、時間と金のうえで自由がきかず、したがって候補者選定の競争に参加しにくいということである。

たとえば、ある女性が議員になることを希望するとしよう。しかし、そうすると彼女には候補者選定のインタビューへ参加するために全国の空き選挙区を行脚する、という労苦が待ちうけるだろう。むろん、そのためには家事を犠牲にし、さら

1992年総選挙における保守党候補者

	解散以前の数	当選者数	落選者	落選者の%
現職	311	273	38	12.2
後継者	57	51	6	10.5
挑戦者	277	10	266	96.0

に旅費ホテル代、服装代なども自分で負担して挑戦しなければならない。これは誰もが簡単に耐えられるというものではない。しかし、とりわけ女性にとっては非常に大きな負担なのである。

さらに、幸運にも候補者に指名されたらどうなるか。しかし、そのさいにも選挙区政党での会合や集会にこまめに出席し、地域住民との相談会 (surgeries) やカンヴァシング、あるいはファンド・レージングなどで精力的に活動するよう要求されるだろう。しかし彼女はまだ当選してはいるわけではない。だから、そうした活動にかかる経費 (郵送料、旅費、交通費、ベビー・シッター費) についても、そのかなりの部分を、おそらくは自己負担せざるをえないのである。(以上、P. Norris & J. Lovenduski, *op. cit.*, in P. Norris ed *op. cit.*, pp. 159ff).

さらに、もしもごとに当選したらどうなるか。この後には別の困難が待ち受けている。それは後に本文でも示唆するように、下院が男性中心の「クラブ」のような性格を帯びており、労働時間や施設のうえで女性にとってはきわめて過酷な職場になっている、ということである。このように、女性はさまざまなハンディを背負わされている。だから、なんらの偏見も交えず能力のある女性を選び、大量の女性議員をもつなどということは、なまなかなことで実現できるものではないのである。(なお、以上については、C. Pilkington, *op. cit.*, pp. 233-234 も参照)

(34) P. Norris & J. Lovenduski, *op. cit.*, in P. Norris ed *op. cit.*, p. 171.

(35) S. Perrigo, *op. cit.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *op. cit.*, pp. 129-130.

(36) S. Perrigo, *op. cit.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *op. cit.*, p. 128, なおまた、Emily's List ㉔ 'Early Money is Like Yeast' の頭文字をとったものであるが、しかしエミリーという名前は、かつて一九〇三年のダービーのさい、疾走してきた国王の持ち馬のまえに飛び込み、国王の目の前で自殺した婦人参政権論者の Emily Davison と同じなので、イギリスの場合は名誉ある彼女の名前にもあやかっただけである。 Cf. D. Butler & D. Kavanagh, *op. cit.*, p. 189.

(37) S. Perrigo, *op. cit.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *op. cit.*, p. 130.

(38) S. Perrigo, *op. cit.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *op. cit.*, p. 129.

(39) 以下 Cf. S. Perrigo, *op. cit.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *op. cit.*, pp. 130-131.

- (40) S. Perrigo, *op. cit.*, in Lovendusky & P. Norris (ed) *op. cit.*, p. 128.
- (41) D. Butler & D. Kavanagh, *op. cit.*, p. 190.
- (42) D. Butler & D. Kavanagh, *op. cit.*, p. 191, R. Garner & R. Kelly, *op. cit.*, pp. 128-129.
- (43) D. Butler & D. Kavanagh, *op. cit.*, p. 191.
- (44) D. Butler & D. Kavanagh, *op. cit.*, p. 191.
- (45) J. Lovendusky, *op. cit.*, in P. Norris & N. T. Gavin (ed) *op. cit.*, p. 205.
- (46) L. Peake, *op. cit.*, in A. Geddes & J. Tonge, *op. cit.*, pp. 167-168.
- (47) L. Peake, *op. cit.*, in A. Geddes & J. Tonge, *op. cit.*, pp. 167-168.
- (48) J. Lovenduski, *op. cit.*, in P. Norris & N. T. Gavin (ed) *op. cit.*, p. 207.
- (49) Mary-Ann Stephenson, *The Glass Trapdoor* (1998) p. 11 「この選挙では女性候補者がTVから消えてしまった。けでなく、女性の選挙分析者、レポーター、ジャーナリストなどもほとんど登場の機会を与えられなかった。(Ibid., pp. 13ff) また、とりあげられ論争されるべき政策に関しても、教育、健康、雇用、最低賃金、片親の問題、子供の養育、福祉給付など、むづかしいところと女性が関心をもち分野は比較的軽視されるという傾向がみられたのである。(Ibid., pp. 19-20)
- (50) J. Lovendusky, *op. cit.*, in P. Norris & N. T. Gavin (ed), *op. cit.*, pp. 205-206 「L. Peake, *op. cit.*, in A. Geddes & J. Tonge, *op. cit.*, pp. 169-170.
- (51) P. Kellner, *op. cit.*, in P. Norris & N. T. Gavin (ed), *op. cit.*, pp. 108-109, Mary-Ann Stephenson, *op. cit.*, pp. 108-111, L. Peake, *op. cit.*, in A. Geddes & J. Tonge, *op. cit.*, pp. 173-174.
- (52) D. T. Studlar & McAllister, Candidate, Gender and Voting in the 1997 British General Election: Did Labour Quotas Matter?, in *The Journal of Legislative Studies*, Vol. 4 No. 3 Autumn 1998 pp. 80ff, p. 84.
- (53) *New Statesman*, May 16 1997 p. 11.
- (54) L. Peake, *op. cit.*, in A. Geddes & J. Tonge, *op. cit.*, p. 174, J. Lovenduski, *op. cit.*, in P. Norris & N. T. Gavin (ed) *op. cit.*,

- (55) D. T. Studlar & I. McAllister, *op. cit.*, in *The Journal of Legislative Studies*, Vol. 4 No. 3 p. 85.
- (56) 保守党では、その後一九九七年の党大会に大会、組織、指導者選出、候補者選出、政治資金などを対象にした改革案「変革の青写真」Blueprint for Changeを提示した。Cf. Bill Coxall & L. Robins, *Contemporary British Politics*, (1998) pp. 130-131.
- (57) P. Norris, Labour Party Quotas for Women, in D. Broughton et al. (ed) *op. cit.*, p. 174.
- (58) Mary-Ann Stephenson, *op. cit.*, p. 36 審議時間が深夜にまでおよぶような慣行は、一九九五年以降は改正された。これについては山口和人「英国の議会改革」(一)『レファレンス』平成九年九月号七七頁参照。
- (59) 以上を引くR. Blackburn, *The Electoral System in Britain* (1995) p. 205 など「ニューステーツマン」には、望ましい審議時間等についての議員による簡単なアンケート調査が掲載されている。Cf. *New Statesman* 20 March 1998.
- (60) R. Blackburn, *op. cit.*, p. 204.
- (61) J. Lovenduski, *op. cit.*, in P. Norris & N. T. Gavin (ed) *op. cit.*, pp. 209-210.